

28 介護第 818 号
平成 28 年 6 月 16 日

指定（介護予防）訪問介護事業者 様
指定（介護予防）通所介護事業者 様

高知市介護保険課長 川 村 弘

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス開始時の請求起算日について（通知）

日頃は本市介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 28 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始することとしています。

総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の請求は、月の途中から利用開始の契約を行った場合、包括報酬ではなく契約日を起算日とした日割り請求となり、従来の予防給付と起算日が異なりますのでご注意ください。（契約日と同月内にサービスの提供を開始した場合、契約日＝起算日として請求できます。）

総合事業における起算日及び終了日については、高知市のホームページに記載している「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について（平成 28 年 6 月 17 日掲載）」をご確認ください。

「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について」

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/sougoujigyuu.html> 【6 月 17 日から】

担当：高知市健康福祉部介護保険課 事業係

TEL：088-823-9972

FAX：088-824-8390

総合事業における請求の対象となるのは、平成 28 年 10 月 1 日以降に要支援認定を受けた人又は事業対象者となった人です。前述の対象者に対して、月の途中からサービス利用開始の契約を行い同月中にサービスを開始したにもかかわらず、包括報酬で既に支払いを受けた場合は第 1 号事業費の過誤申立手続きを行ってください。

「過誤申立手続きにおける書式」及び「過誤申立事由コード一覧」

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/130/sougoujigyuu.html> 【6 月 17 日から】

担当：高知市健康福祉部介護保険課 給付係

TEL：088-823-9959

FAX：088-824-8390

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

- 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- 日割り算定方法については、実際に利用した日数に関わらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

| 月額報酬対象サービス | 月途中の事由 | 起算日（※2） |
|---|---|--------------------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者→要支援） | 変更日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 | 契約日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 | 契約日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合） | 契約解除日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1） | 退居日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1） | 契約解除日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1） | 退所日の翌日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者→要支援） | 変更日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 | 契約解除日 （廃止・満了日） （開始日） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 | 契約解除日 |
| ※月額包括報酬の単位とした場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合） | サービス提供日の前日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） | 入居日の前日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） | サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1） | 入所日の前日 |
| | | |

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）平成27年3月31日厚生労働省事務連絡」より抜粋。

介護予防・日常生活支援総合事業費に係る過誤申立書の記載について

- 1 「事業所番号」欄に指定事業所番号を記載する。
- 2 「事業所名」欄に事業所名を記載する。
- 3 「所在地」欄に事業所の所在地と郵便番号を記載する。
- 4 「連絡先」欄に高知市からの問い合わせ用連絡先番号を記載する。
- 5 「平成 年 月 日」欄に高知市への提出年月日を記載する。
- 6 「被保険者番号・被保険者名」欄に上段へ被保険者証等の被保険者番号を、下段へ氏名をそれぞれ記載する。
- 7 「サービス提供年月」欄に過誤の対象となるサービスを提供した月を記載する。
- 8 「申立事由コード」欄上2桁に様式コードを、下2桁に理由コードを記載する。
- 9 「申立事由」欄に申立事由（請求内容を誤った内容等）を簡潔に記載する。

過誤申立事由コード一覧（上2桁）

| 様式コード | サービス種類 |
|-------|---|
| 10 | 介護予防・日常生活支援総合事業 （訪問型・通所型・その他の生活支援サービス） |
| 20 | 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防ケアマネジメント） |

過誤申立事由コード一覧（下2桁）

| 理由コード | コード内容 |
|-------|-------------------|
| 02 | 請求誤りによる実績取り下げ |
| 12 | 請求誤りによる実績取り下げ（同月） |

